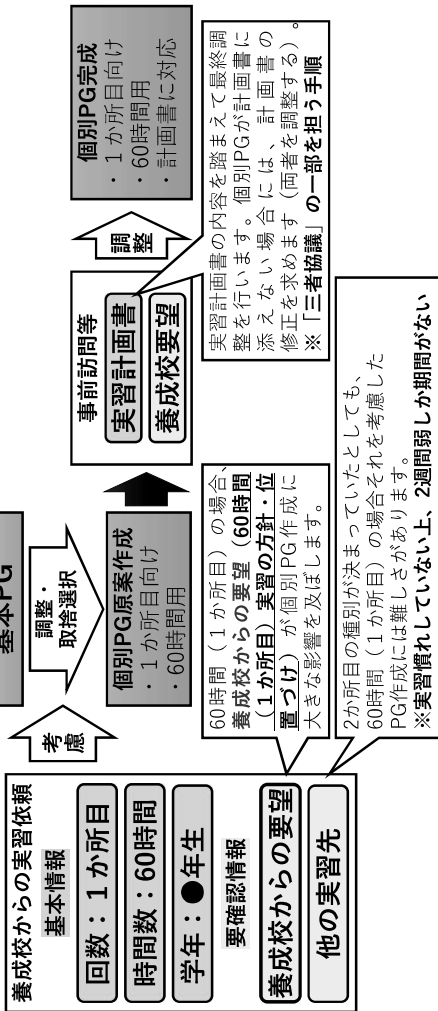


60時間（1か所目）の個別PG作成

プロセスは180時間と変わりますが、考慮すべき要素が多少異なります。

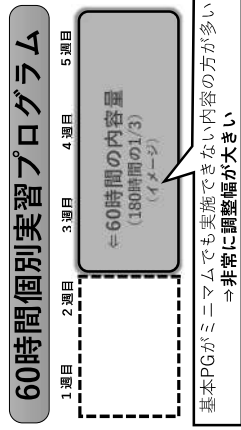
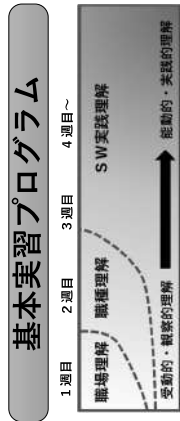
■作成手順



60時間（1か所目）の個別PG作成

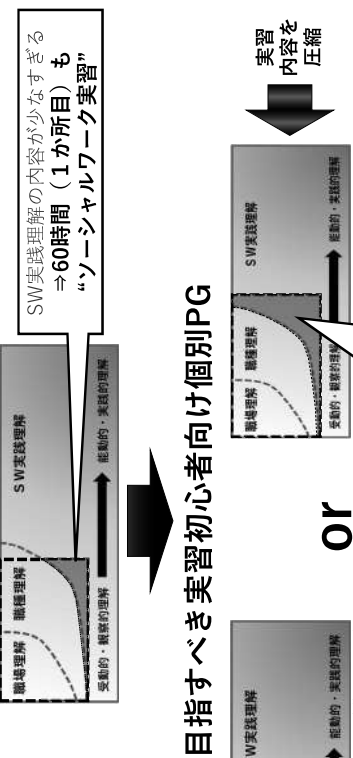
1. 基本PGからの調整・取捨選択による個別PG原案作成

180時間実習と同じく、養成校から依頼があり、実習の基本情報を確認したら基本PGから調整・取捨選択して60時間実習の個別PG原案を作成します。60時間実習では基本PGからの調整幅が大きくなります。基本的に各個別PGはオーダーメイドで作成する必要がありますが、60時間実習でも基本的な「実習初心者向け個別PG」を作成すれば、多くの実習生（主に1か所目）の個別PG原案として活用することが可能になります。この基本的な「実習初心者向け個別PG（60時間実習）」を確認しましょう。



60時間実習における実習初心者向け個別PGの作成

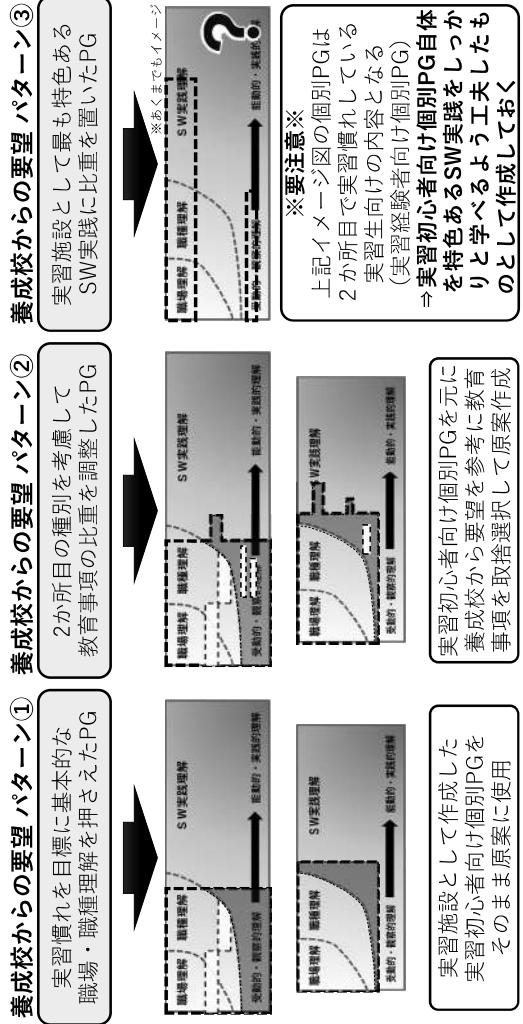
実習初心者向け個別PGのNG例



OR



60時間実習個別PGと養成校からの要望の関係性



60時間（1か所目）の個別PG作成

2. 個別PG原案の調整による個別PGの完成

個別PG原案ができたら、実習生の計画書や養成校教員からの要望を踏まえて個別PG原案の調整を行い、個別PGを完成させます。原案作成時にも養成校からの要望を踏まえることを説明しましたが、それは「養成校全体としての1か所目60時間実習に関する方針」に関する要望です。原案作成後の調整における養成校教員からの要望は、実習生の計画書、特徴、2か所目の実習先等を踏まえた実習生ごとの個別的な要望を意味します（三者協議の位置づけ）。

また60時間実習では調整幅が大きいため、個別PG原案から完成版作成において調整しすぎてしまわないように注意することも必要です。

60時間（1か所目）の個別PG原案から完成版作成に向けた調整方法

具体的実習内容の取捨選択

- ・教育事項の取捨選択（行全体）
- ・段階の取捨選択（列全体）
- ・教育事項の各段階における具体的実習内容の取捨選択（各セル内）

実習中の実施方法の調整

- ・個別PGに記載する具体的実習内容は変更せずに、実習中の実施方法の調整で対応

60時間（1か所目）の個別PG作成

以上が60時間（1か所目）の個別PG作成の手順です。最後に60時間（1か所目）の個別PG作成に向けたヒントを確認しましょう。

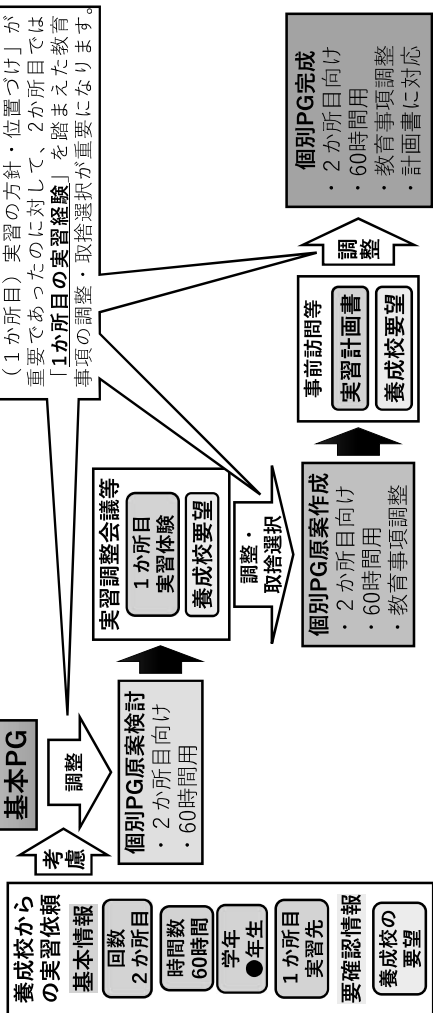
60時間（1か所目）の個別PG作成のヒント

- ・様々な実習生の個別PG原案に使用できる実習初心者向け個別PGを作成する（実習施設として特色あるSW実践をしっかりと学べるような工夫をしたPG作成を意識する）
- ・養成校からの60時間（1か所目）実習の方針を踏まえて個別PG原案を作成（養成校からの方針を踏まえつつも、1か所目実習では実習生自身の緊張感が強いことを踏まえて原案作成は慎重に（2か所目としっかり区別する。））
- ・三者協議を踏まえた個別PG原案からの完成版決定では調整しすぎに注意（具体的実習内容の調整・取捨選択だけでなく実習中の実施方法調整での対応も検討）

60時間（2か所目）の個別PG作成

最後に60時間実習（2か所目）の個別PG作成を確認します。

■作成手順



60時間（2か所目）の個別PG作成

1. 基本PGからの調整による個別PG原案検討

60時間実習（2か所目）の場合も養成校から依頼があつてからすぐに個別PG原案を作成するのは難しくなります。その理由は、60時間（2か所目）実習は、180時間（1か所目）実習における教育事項の体験状況を踏まえた調整弁として機能することがより強く求められるためです。

そのため、60時間実習においても、2か所目の場合は実習調整会議等を通して実習生の1か所目における実習態度や体験内容を確認するまでは、個別PG原案の検討に留めることが無難です。具体的にできることとしては、個別プログラミングシート（60時間用）を準備することと、実習受入期間に実習施設で体験できる内容を確認する程度です。

Q. 60時間（2か所目）が分かった時点で「実習経験者向け個別PG（60時間実習用）」を原案として準備してはどうか？

A. 現実的に実習経験者向け個別PG（60時間）を作成すると完成版への調整幅が大きくなりすぎる可能性があるため注意が必要です。

60時間（2か所目）の個別PG作成

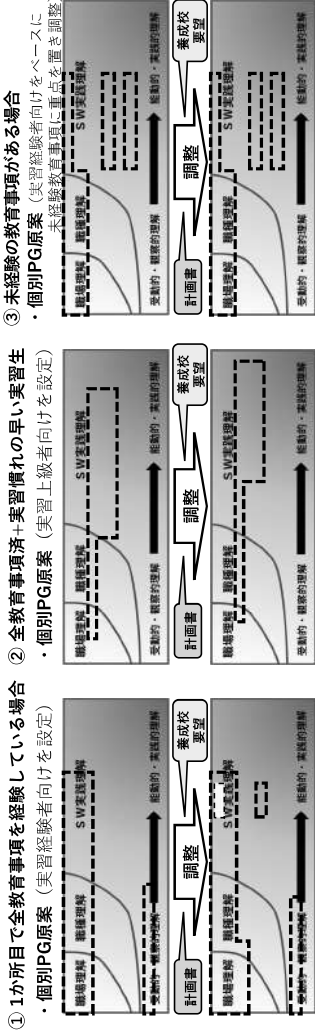
2. 基本PGからの調整・取捨選択による個別PG原案作成

実習調整会議等で実習生の1か所目における実習慣れや体験内容が確認できたら、それらを踏まえて個別PG原案を作成します。

3. 個別PG原案の調整による個別PGの完成

実習生の計画書や養成校教員の要望を踏まえて原案を調整し、個別PGを完成させます。

60時間（2か所目）の個別PG原案から完成版作成のイメージ図



60時間（2か所目）の個別PG作成

以上が60時間（2か所目）の個別PG作成の手順です。最後に60時間（2か所目）の個別PG作成に向けたヒントを確認しましょう。

60時間（2か所目）の個別PG作成のヒント

・1か所目実習における各教育事項の体験・未体験を踏まえて原案を作成する

・全教育事項を経験済みの場合

⇒実習慣れ普通の実習生：実習経験者向け個別PG（60時間実習）を原案に
⇒実習慣れが早い実習生：実習上級者向け個別PG（60時間実習）を原案に

・未経験の教育事項がある場合

⇒実習経験者向け／実習上級者向け個別PGをベースに未経験の教育事項に重点を置いた個別PG原案を作成

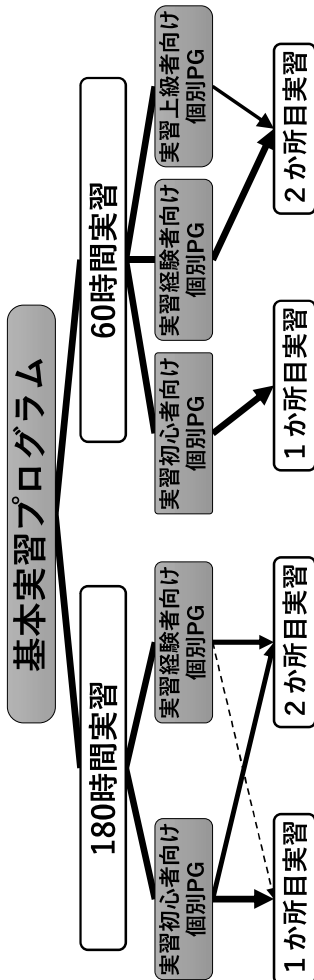
・原案からの大幅調整はできるだけ避ける

⇒大幅調整が必要ないように原案作成に取り組む

実習プログラミングのまとめ

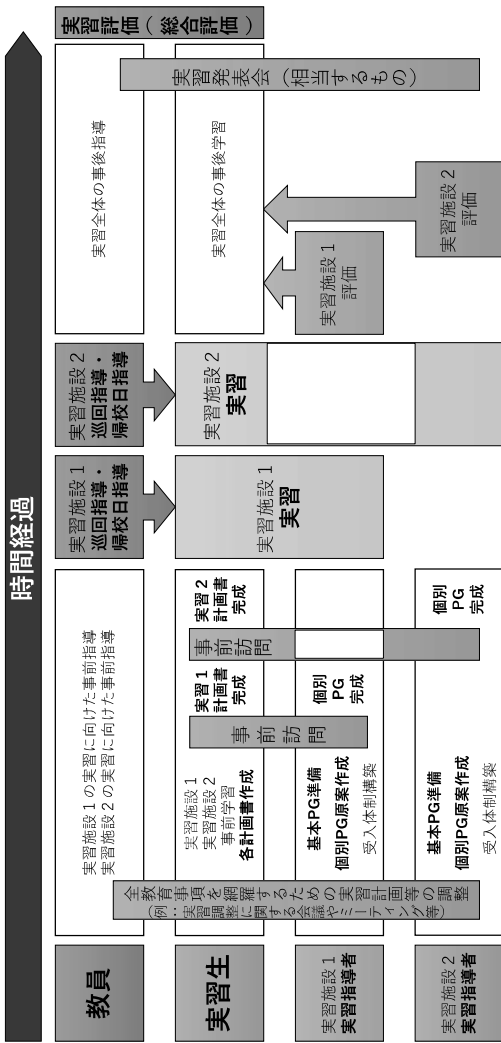
基本PGの作成、個別PGの作成、それぞれ確認してきました。個別PGは基本PGをもとにオーダーメイドで作成する必要がありますが、全実習生に毎回オーダーメイドで個別PGを作成するのは大変な労力です。

そこで、講義では多様な実習の個別PG原案に設定可能な5パターンの個別PGについて言及しました。それらのパターンを最後に改めて確認しておきましょう。



※各矢印は原案としての使用可能性を表しています

多様なSW実習の流れ（2か所実習連続実施の例）

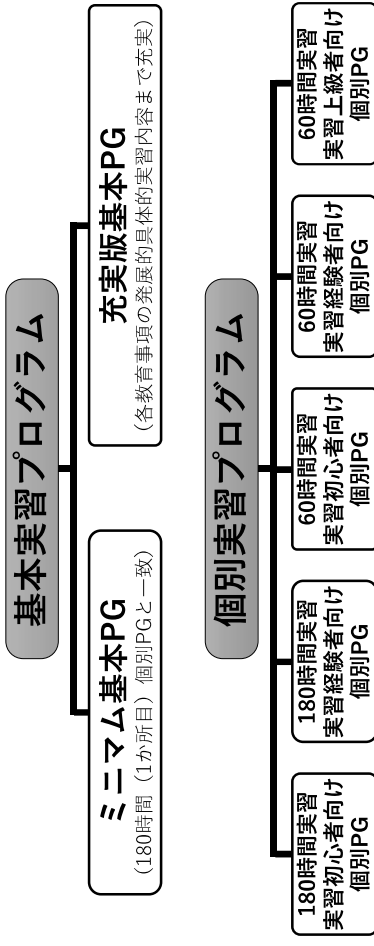


3. 実習の展開方法と実習評価

- ① 実習プログラムの具体例
- ② 実習プログラムに基づいた実習展開
- ③ 実習評価の視点と方法

実習プログラムの具体例の確認

それでは、今まで学習してきた基本PGと個別PGについて、具体例を確認してみよう。今回具体例として以下の7プログラムを準備しました。



基本実習プログラムの具体例における確認点

基本PGの具体例から学ぶべきポイントを整理しましょう。

- **各教育事項の具体的実習内容における体験内容のレポートリー**
(各教育事項に設定されている具体的実習内容にはどのような体験があるのか)
- **各教育事項の具体的実習内容における横軸の関係性**
(職場理解→職種理解→SW実践理解の各段階にどのような体験内容が順序だてて設定されているのか)
- **教育事項間の具体的実習内容における縦軸の関係性**
(異なる教育事項間に共通して設定されている具体的実習内容の確認)
- **ミニマム基本PGと充実版基本PGの関係性**
(ミニマム基本PGの具体的実習内容の記載状況と設定された体験内容、それと比較した時の充実版基本PGに設定されている体験内容の特徴)

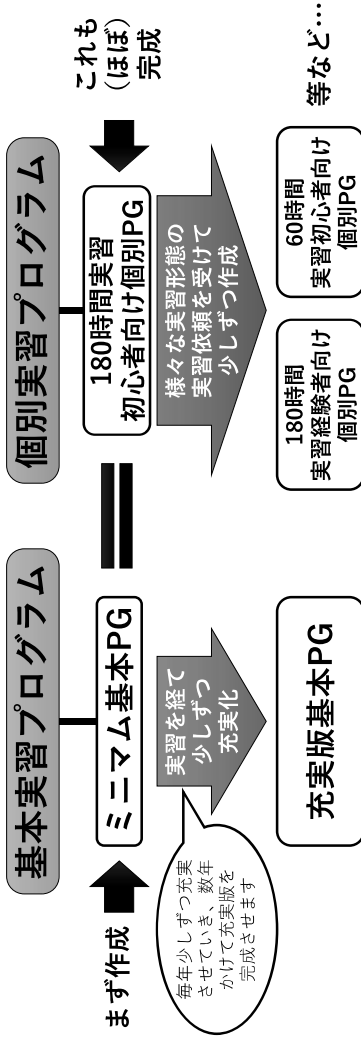
個別実習プログラムの具体例における確認点

個別PGの具体例から学ぶべきポイントを整理しましょう。

- **180時間実習初心者向け個別PGとミニマム基本PGとの関係性**
(各教育事項の具体的実習内容が同一になる)
- **180時間実習経験者向け個別PGと180時間実習初心者向け個別PG/充実した基本PGとの関係性**
(各教育事項の具体的実習内容の差異から経験者向けの意味合いを考える)
- **60時間実習初心者向け個別PGと基本PGとの関係性**
(基本を押さえつつ実習施設の特徴あるSW実践理解を組み込む視点を確認する)
- **60時間実習個別PGの初心者向け・経験者向け・上級者向けの関係性**
(60時間実習の初心者向け個別PG、経験者向け個別PG、上級者向け個別PGの具体的実習内容の違い、事前学習にどのような違いがあるのかを確認する)

実習プログラミングの流れの再確認

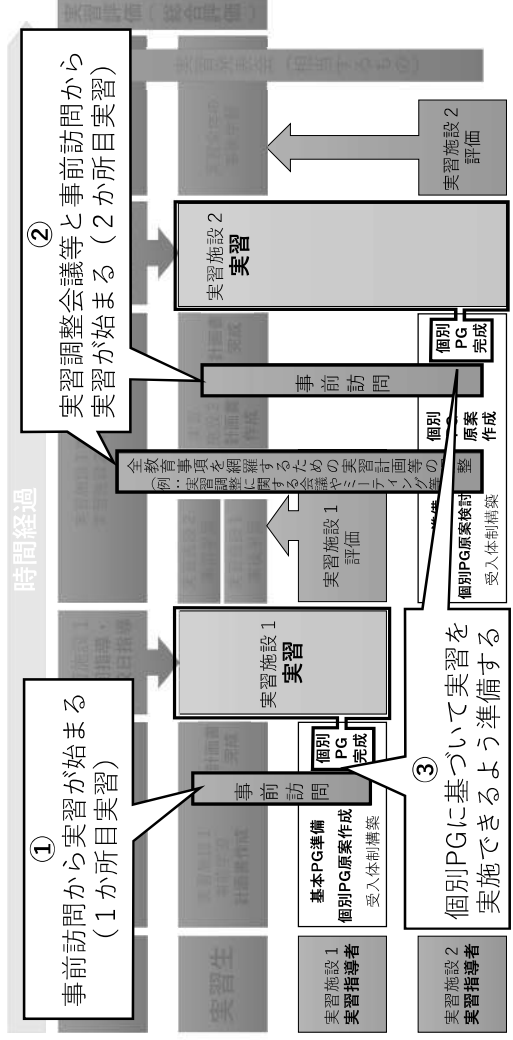
基本PGと個別PGを合わせて非常に多くの実習プログラミングに取り組みなければならぬ、と頭を抱えているかもしれませんが、最初に作成すべきPGとその後の流れを再確認してみましょう。



3. 実習の展開方法と実習評価

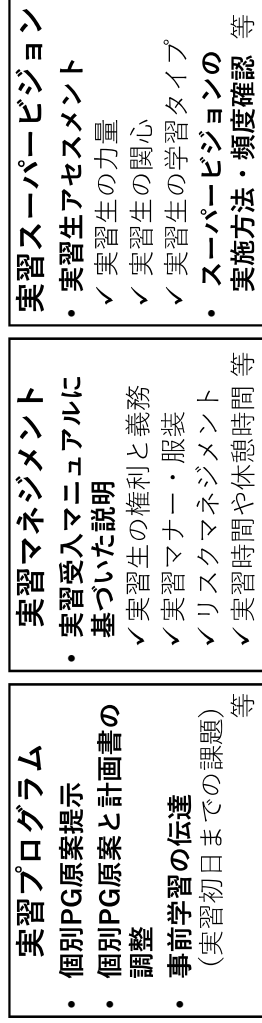
- ① 実習プログラムの具体例
- ② 実習プログラムに基づいた実習展開
- ③ 実習評価の視点と方法

実習プログラムに基づいた実習展開



1か所目実習における事前訪問

1か所目実習では、実習指導者にとって事前訪問が実質的な実習スタートといえます。ある意味で事前訪問は実習生と実習指導者との「初回面接」であり「契約」の場面ともいえる重要な場面です。それでは、事前訪問で実施すべき内容を確認しましょう。



簡単な施設見学や職員への紹介、1日実習なども実施可能

2 か所目実習における実習調整会議と事前訪問

2 か所目実習では、事前訪問前に実習調整会議（実施方法や内容は養成校によって多様）が設定されます。その機会に実習生と直接会える場合には、実習としての第一歩が始まると認識することが必要です。実習調整会議で実習生とは会えない場合には、個別PG原案作成に向けた情報収集（実習生情報は第三者を媒介した二次情報）としての位置づけが強くなります。

実習調整会議で実習生に課すことも可能だが内容は慎重な検討が必要

実習調整会議で実習生と直接会える場合に実施可能（実習生をアセスメントするという意識が重要）

実習プログラム

- 個別PG原案提示
- 個別PG原案と計画書の調整
- 事前学習の伝達（実習初日までの課題）等

実習マネジメント

- 実習受入マニュアルに基づいた説明
- 実習生の権利と義務
- 実習マナー・服装
- リソースマネジメント
- 実習時間や休憩時間等

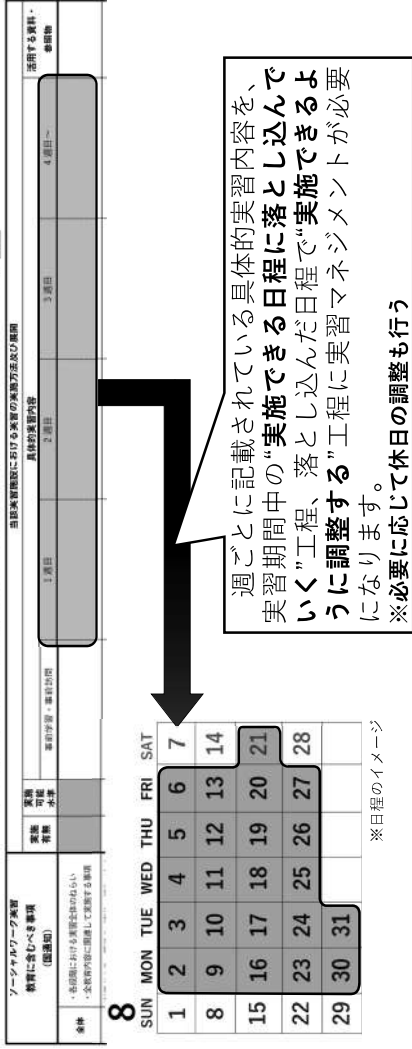
実習スーパーバイジョン

- 実習生アセスメント
- 実習生の力量
- 実習生の希望
- 実習生の学習タイプ
- スーパーバイジョンの実施方法・頻度確認等

個別実習プログラムに基づいた実習展開

個別PGが完成すれば実習開始です。実習を展開する際、実習施設・実習指導者は実習プログラムで作成した個別PGを実習マネジメントで実施していきま

ソーシャルワーク実習 個別実習プログラム (180時間用) プログラミングシート (案) 様式



個別実習プログラムに基づいた実習展開

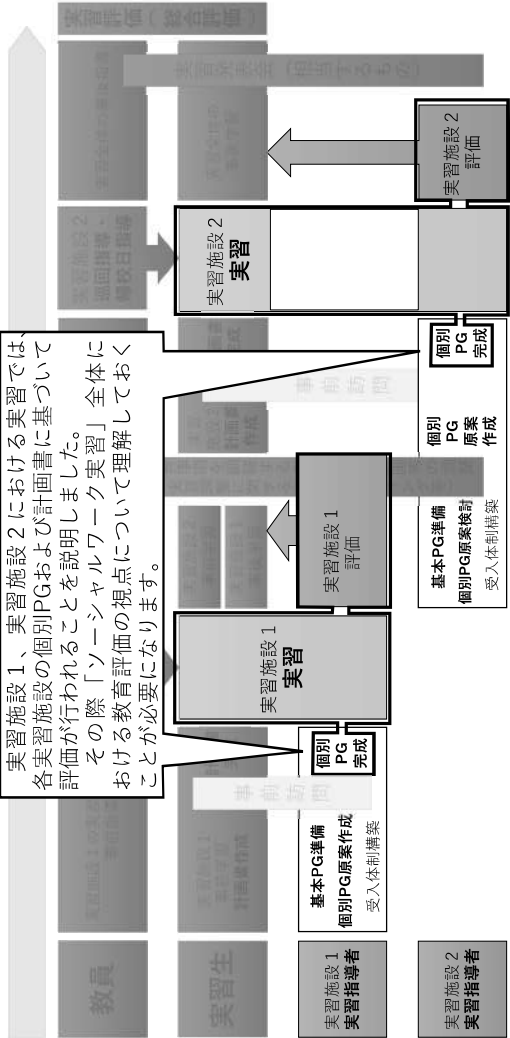
実際の日程を調整する際には、当該具体的実習内容に関して指導を担当する者のスケジュールと、参加・体験する実習内容の実施可能日の2軸から検討することが必要になります。完成した基本PGに対して組織全体からの承認を得ていると、この調整をスムーズに進めることができます。

実習生への指導を担当する者		関連する施設・事業所
実習指導者	実習施設の他職員 (実習課題担当者)	指導を依頼する関連施設・事業所の担当者に調整を依頼して実施日時を決定
随時実施可能	実習指導者の業務を調整して実施日時を決定	業務や取り組みを実施する日程で実習生を参加させるよう調整 (休日調整含む)
参加・体験する実習内容	業務や取り組みを実施する日程に限定	業務や取り組みを実施する日程で実習生を参加させるよう調整 (休日調整含む) 実施する日程で実習生を参加させるよう調整 (休日調整含む) 実施する日程で実習生を参加させるよう調整 (休日調整含む)

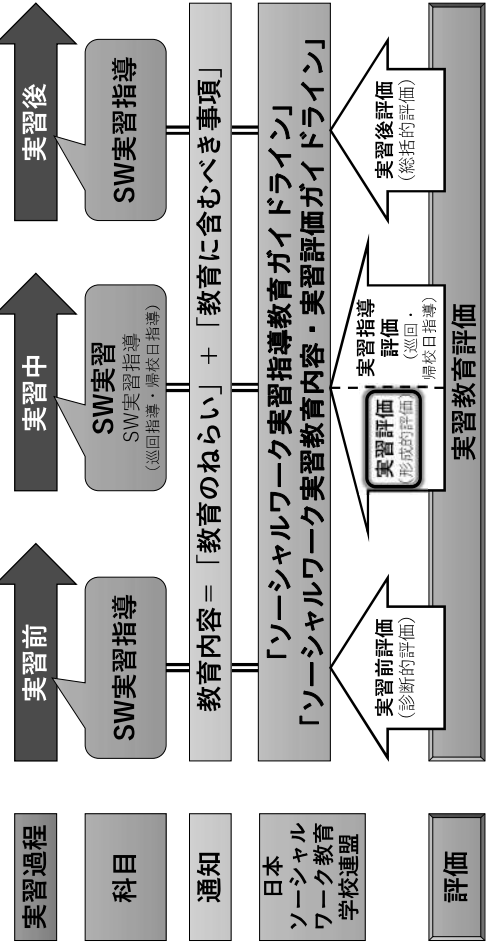
3. 実習の展開方法と実習評価

- ① 実習プログラムの具体例
- ② 実習プログラムに基づいた実習展開
- ③ 実習評価の視点と方法

ソーシャルワーク実習における実習PGの位置づけ



実習過程と科目・ガイドライン・評価の関係



※この関係性は実習生、実習指導者、教員（養成校施設・養成校）の共通認識とする

実習評価の考え方

実習が終われば実施した個別PGに基づいて実習評価を行います。まず、日本ソーシャルワーク教育学校連盟による「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」が提示する実習評価の考え方（34ページ）を確認してみよう。

(1) 実習評価の考え方

- 教育評価は、教育目標、学生の能力、指導計画、指導内容、指導法と並び、教育システムの形成に不可欠な教育活動として位置付けられており、評価の意義、評価の種類、評価の手順、評価資料の解釈方法などといった評価法を理解したうえで教育活動に取り組みることが重要となる。
- 実習教育は目標志向の教育であり、実習過程は実習目標を達成するために必要な実習経験を備えるかたちで展開される。そして、「ソーシャルワーク実習指導」と「ソーシャルワーク実習」に規定された教育のねらいと教育・学習目標の達成度や理解度等を確認するための教育・学習活動が「実習教育評価」ということになる。
- 実習は、「実習前→実習中→実習後」という実習過程において、「ソーシャルワーク実習指導」と「ソーシャルワーク実習」の2つの科目が統合的かつ一貫性を持って行われる教育・学習活動である。したがって、教え手側となる実習指導担当教員と実習指導者は、教育評価の枠組みを踏まえたと指導を行うことが求められる。

SW実習の教育内容（国通知）による評価の規定

それでは、国通知ではソーシャルワーク実習の評価についてどのようなように規定されているのか確認しましょう。

7 実習に関する事項

(8) ソーシャルワーク実習指導を実施する際には、次の点に留意すること。
イ 実習後においては、その実習内容についての達成度を評価し、必要な個別指導を行うこと。

ウ 実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習先の実習指導担当者の評定はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うこと。



【教育評価の観点から重要となる用語は5つ】

- ①達成度評価、②個別指導、③評価基準、④評定、⑤自己評価

①達成度評価

達成度評価は、100%完全習得のみを目的とするものではなく、達成までの連続体をなすとする考え方です。つまり、一人ひとりの学生の習得が評価尺度のどこに位置しているかを決定するものといえます。



達成度評価の前提

1. 評価尺度を構成する目標・内容の明確化
 2. 設定した評価尺度を関係者間で共有する
- 目標・内容が国通知の「ねらい」と「教育事項」

■達成基準（分割点）

…達成度を判定するために必要となる尺度

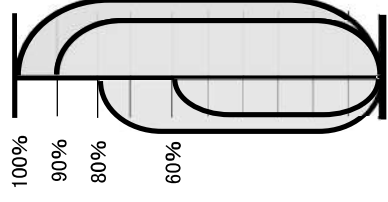
A：項目の課題を達成し、さらにそれを上回る成果を収めた（達成度90%以上）

B：項目の課題をほとんど達成した（達成度80%以上90%未満）

C：項目の課題をある程度達成した（達成度60%以上80%未満）

D：項目の課題をあまり達成できなかった（達成度60%未満）

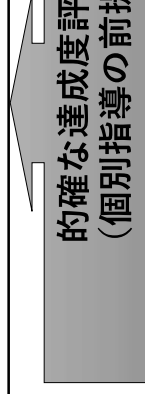
NA：該当しない・体験していない



②個別指導

【個別指導の内容】

- 設定された実習プログラム目標の達成・未達成に関する情報をフィードバックする。
- 到達していない部分について相互に確認し、スーパービジョンを実施する。



的確な達成度評価 (個別指導の前提)

つまり「達成度評価」と「個別指導」は連続性のある一体的な教育活動となります。**実習指導者は実習生の達成度を的確に評価し、その情報を養成校教員と実習生にフィードバックすることが求められます。**

③評価基準と④評定

評価基準

- ・ ソーシャルワーク実習全般に関する能力と行動を評価するための基準
- ・ 教育目標をどの程度達成できたのかを測定するための基準



「ソーシャルワーク実習教育内容・実習評価ガイドライン」

教育目標：達成目標と行動目標



評定

- ・ 一定の基準に従って価値・価格・等級などを決めること
- ・ 一定の基準に従って人や事物の評価を定めること

⑤自己評価

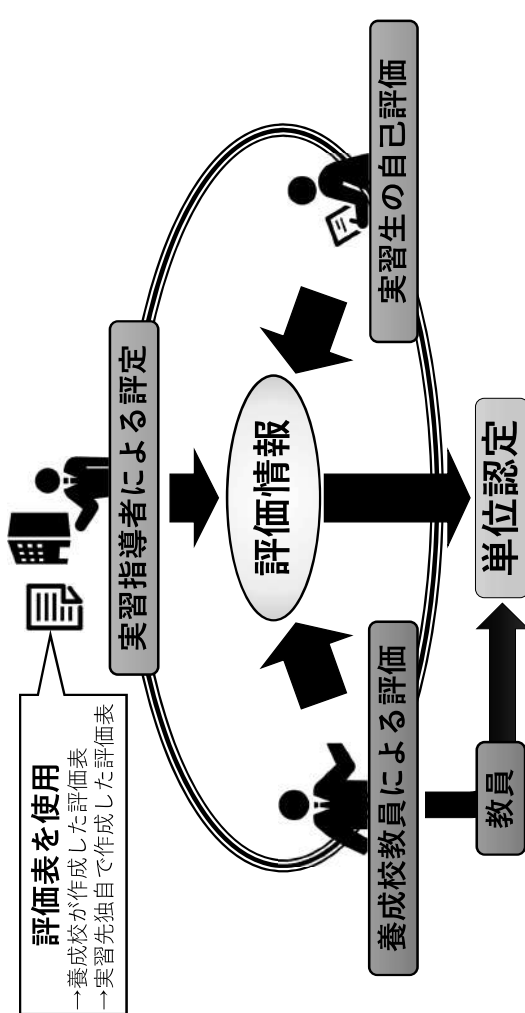
自己評価とは

- ・ 実習生自身が評価の主体となって自分の現状を振り返り、何らかの方法でそれを記述することをいう。
- ・ 評価資料収集のための技法の一つ。

自己評価のメリットとポイント

- ・ 学生本人の意欲や姿勢等を評価することができる。
- ・ 自己評価だけだと実習教育評価としては偏りが出る。
- ・ 自己評価は他者評価と組み合わせることによって客観性を得ることになり、それを学生にフィードバックすることで自己の変化などを確認することにもつながる。

ソーシャルワーク実習における総合的評価（まとめ）



実習評価の実際

② 実習中に行う評価活動の実際

- 実習中に行う評価の対象となるのは、「ソーシャルワーク実習指導」と「ソーシャルワーク実習」の2つの科目に規定された内容となる。通知の教育に含むべき事項ならびに通知に対応して作成された「実習教育内容・実習評価ガイドライン」の教育目標（達成目標と行動目標）の達成状況を確認する。
- ソーシャルワーク実習を直接的に評価するのは実習指導者となる。したがって、実習指導担当教員から実習指導者に対して評価の意義や目的、方法等について説明し、一貫性のある教育評価となるようにしなければならない。
- 実習計画に記載した目標の達成状況、進捗状況の確認、評価を行う。
- 実習の評価対象の中には、利用者との関わりやコミュニケーション、実習生の姿勢や態度などというように、測定や数値化が難しいものがある。達成度評価だけでは測定できないものを、個別基準準拠評価をとおして意欲の側面を汲み取ることも重要となる。

ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン34～35ページ

SW実習教育内容・実習評価ガイドライン

目的等通知 「ソーシャルワーク実習」 科目	養成目標	評価目標	行動目標
① ソーシャルワークの実践に必要とする人々の生活や社会課題の解決に貢献し、社会正義の実現に資する。② 社会正義の実現に資する人々の生活や社会課題の解決に貢献し、社会正義の実現に資する。③ 社会正義の実現に資する人々の生活や社会課題の解決に貢献し、社会正義の実現に資する。④ 社会正義の実現に資する人々の生活や社会課題の解決に貢献し、社会正義の実現に資する。	(1) クライアント等と信頼関係を築くことができる。(2) クライアント等の生活や社会課題の解決に貢献し、社会正義の実現に資することができる。(3) クライアント等の生活や社会課題の解決に貢献し、社会正義の実現に資することができる。(4) クライアント等の生活や社会課題の解決に貢献し、社会正義の実現に資することができる。	① クライアント等と信頼関係を築くことができる。② クライアント等の生活や社会課題の解決に貢献し、社会正義の実現に資することができる。③ クライアント等の生活や社会課題の解決に貢献し、社会正義の実現に資することができる。④ クライアント等の生活や社会課題の解決に貢献し、社会正義の実現に資することができる。	① クライアント等と信頼関係を築くことができる。② クライアント等の生活や社会課題の解決に貢献し、社会正義の実現に資することができる。③ クライアント等の生活や社会課題の解決に貢献し、社会正義の実現に資することができる。④ クライアント等の生活や社会課題の解決に貢献し、社会正義の実現に資することができる。

国通知
教育事項
達成目標
※教育事項に複数ある場合も(全19項目)

行動目標
※達成目標に対して複数項目が設定されている(各達成目標に3～6程度)

※評価ガイドライン(2021年3月時点)では教育事項が9つになっているが、令和2年5月の国通知で加筆された④権利擁護の達成目標は(3)に該当する

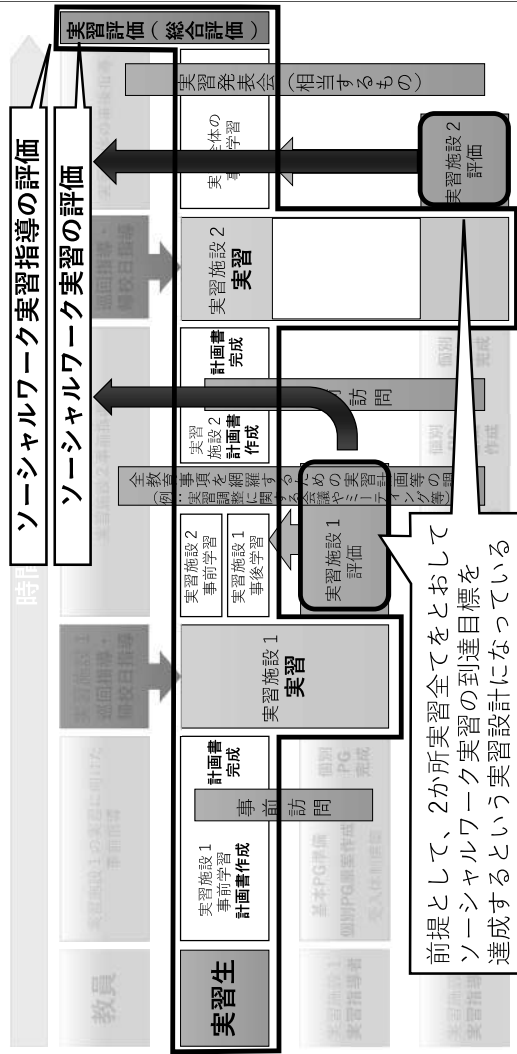
個別PGに基づいた評価の留意点①

通知	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
評価ガイドライン 達成目標	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
100%	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能
個別PGで 可能な 到達水準	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能
0%	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能

※評価ガイドライン (2021年3月時点) では教育事項④の達成目標が(3)に記載

個別PGが評価ガイドラインの全ての達成目標・行動目標を100%達成できる内容であれば「各実習の評価」と「ソーシャルワーク実習の評価」にズレは生じません。しかし、2か所での実習が前提となるソーシャルワーク実習において、そのうち1回の実習で全ての達成目標・行動目標を100%達成できる個別PGを組むのは難しくなっています(例えば体験水準をCやDに調整した教育事項では、達成目標・行動目標を100%達成することが困難になります)。

ソーシャルワーク実習の評価の構造



個別PGに基づいた評価の留意点②

通知	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
評価ガイドライン 達成目標	(1)	(2)	(4)	(5)	(6)	(7)	(3)	(8)	(9)	(10)
100%	100% 達成可能	80% 達成可能	100% 達成可能	60% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	60% 達成可能
個別PGで可能な到達水準	100% 達成可能	80% 達成可能	100% 達成可能	60% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	60% 達成可能
0%	100% 達成可能	80% 達成可能	100% 達成可能	60% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	60% 達成可能

※評価ガイドライン (2021年3月時点) では教育事項④の達成目標が(3)に記載

実際の個別PGでは各達成目標について100%達成できるもの、80%達成できるもの、60%の達成にとどまるもの、そして体験することができないもの (NA) などが生じてきます。例えば、(4)で考えるのと与えられた実習PGにおいて実習生は100%の成果を出しても、評価ガイドラインに基づいた達成度評価では60%にとどまります。この時、実習指導者は実習生の達成度をA (90%以上)と付けるべきか、C (60%程度)と付けるべきか悩むこととなります。

個別PGに基づいた評価のポイント

個別PGに基づいた達成度評価と、評価ガイドラインに基づいた達成度評価では、評価が変わってくる場合があります。このような事態に向けて重要になってくるのが、評価基準について養成校教員と実習指導者が事前に協議を行い、共通認識を形成しておくことです。

評価表



共通認識

- ・達成度評価は個別PG・計画に基づいて実施か、評価ガイドラインに基づいて実施か、両方で実施かなど
- ・評価ガイドラインに基づいた達成度評価の場合、個別PG・計画に基づいた達成度評価を実習生に伝達する方法はどうするのか？

評価ガイドラインから見た実習PG作成のポイント

通知	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
評価ガイドライン 達成目標	(1)	(2)	(4)	(5)	(6)	(7)	(3)	(8)	(9)	(10)
100%	100% 達成可能	80% 達成可能	100% 達成可能	60% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	60% 達成可能
個別PGで可能な到達水準	100% 達成可能	80% 達成可能	100% 達成可能	60% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	60% 達成可能
0%	100% 達成可能	80% 達成可能	100% 達成可能	60% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	100% 達成可能	60% 達成可能

※評価ガイドライン (2021年3月時点) では教育事項④の達成目標が(3)に記載

- ・教育に含むべき事項についてどのような行動ができるような行動目標・達成目標・行動目標の確認から始める
- ・できる限り評価ガイドラインにおける全ての達成目標・行動目標を100%達成できる具体的実習内容を設定するように実習プログラムに取り組み

評定を行う際に生じる主な問題点

評定の目的と基準があいまいな場合は評定の根拠もあいまいとなり、説明することができない

寛容さによって生じる問題

すべての実習生を尺度の高得点に偏って評定する

ハロー効果による問題

日頃の印象に基づいて評定する

論理的関連による問題

わずかな行動だけを観察、検討し、その結果に基づいて、コミュニケーションに関する全ての行動を同じように評定してしまう

厳格さによって生じる問題

すべての実習生を尺度の低得点に偏って評定する

個人的な偏見による問題

発言、性別、学力、容姿、出身地などで評価する

評価情報不足による問題

情報が不足しているにも関わらず評定する

尺度の両端や中心部分を用いる傾向による問題

判断に迷い、評定尺度の両端や中心部分のみを用いる場合に生じる

おわりに

- 実習プログラム、実習プログラミンングについて網羅的に確認してききました。
- 最も重要なことは、ソーシャルワーカーとしての資質を備えた社会福祉士の後継者を、現任の社会福祉士である皆さんと社会福祉士養成校の教員が協働して養成していくことです。
- そのためには社会福祉士としての達成目標・行動目標を達成できる実習プログラムを構築し、実習を受け入れ、実習生を指導していくことが必要不可欠です。
- 是非、皆さんの実習施設で、新たな社会福祉士養成に向けた実習プログラム（まずは基本PG）の作成に取り組んでください。

長時間、本当にお疲れ様でした!!

ソーシャルワーク実習 基本実習プログラム プログラミングシート(案) 様式

実習施設名: _____ 作成メンバー: _____ 作成日: 2022年__月__日

ソーシャルワーク実習 教育に含むべき事項 (国通知)	達成目標 (評価ガイドライン) ※各達成目標の具体例 は行動目標を参照	当該実習施設における実習の実施方法及び展開							
		実施 有無	実施 可能 水準	学生に求める 事前学習	具体的実習内容				指導上の留意点 活用する資料・ 参照物
					職場理解に関する内容	職種理解に関する内容	SW実践理解に関する内容	SW実践理解(発展的)に関する内容	
全体	・各施設における実習全体のねらい ・全教育内容に関連して実施する事項								
①	利用者やその関係者(家族・親族、友人等)、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成								
②	利用者やその関係者(家族・親族、友人等)との援助関係の形成								
③	利用者や地域の状況を把握し、その生活上の課題(ニーズ)の把握、支援計画の作成と実施及び評価								
④	利用者やその関係者(家族・親族、友人等)への権利擁護活動とその評価								
⑤	多職種連携及びチームアプローチの実践的理解								

⑥	当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ								
⑦	地域における分業協働的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解								
⑧	施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実態(チームマネジメントや人材管理の理解を含む)								
⑨	社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解								
⑩	1 アウトリーチ								
	2 ネットワーキング								
	3 コーディネーション								
	4 ネゴシエーション								
	5 ファシリテーション								
	6 プレゼンテーション								
	7 ソーシャルアクション								

ソーシャルワーク実習 個別実習プログラム（30時間用：概ね20時間～50時間） プログラミングシート（案）様式

実習基本情報				
実習施設名：	実習指導者氏名：	実習期間：202年 月 日（ ）～202年 月 日（ ）	他の	名称：
養成校：	実習生氏名：	学年： 年生	実習回数： 回	実習施設 期間：202年 月 日（ ）～202年 月 日（ ）

ソーシャルワーク実習 教育に含むべき事項 (国通知)	達成目標 (評価ガイドライン) ※各達成目標の具体例 は行動目標を参照	実施 有無	実施 可能 水準	当該実習施設における実習の実施方法及び展開		活用する資料・ 参照物
				具体的実習内容		
				事前学習・事前訪問	実習期間(1週間程度)	
全体	・各施設における実習全体の のわらい ・全教育内容に関連して 実施する事項					
①	利用者やその関係者(家族・ 親類、友人等)、施設・事業 者・機関・団体、住民やボラ ンティア等との基本的なコ ミュニケーションや円滑な 人間関係の形成					
②	利用者やその関係者(家 族・親類、友人等)との 援助関係の形成					
③	利用者や地域の状況を理 解し、その生活上の課題 (ニーズ)の把握、支援計 画の作成と実施及び評価					
④	利用者やその関係者(家 族・親類、友人等)への 権利擁護活動とその評価					
⑤	多職種連携及びチーム アプローチの実践的理解					

※実習期間(1週間程度)の表記は集中実習の場合のイメージであり、通年での実習や一定期間に分散して実習する場合には実習形態に適した期間を設定した上で使用する

⑥	当該実習先が地域社会の 中で果たす役割の理解及 び具体的な地域社会への 働きかけ	(12)地域社会における実習 施設・機関等の役割を説明 することができる (13)地域住民や団体、 施設、機関等に働きかける				
⑦	地域における分断横断的・ 業種横断的な関係形成と 社会資源の活用・調整・ 開発に関する理解	(14)地域における分断横断 的・業種横断的な社会資源 について説明し、問題解決 への活用や新たな開発を 検討することができる				
⑧	施設・事業主・機関・団体等 の経営やサービスの管理 運営の実態 (チームマネジメントや 人材管理の理解を含む)	(15)実習施設・機関等の 経営理念や組織を分析に 基づいて説明することができる (16)実習施設・機関等の 法的形態、財政、運営方法 等を説明することができる				
⑨	社会福祉士としての職業 倫理と組織の一員として の役割と責任の理解	(17)実習施設・機関等にお ける社会福祉士の倫理に基 いた実践及びジレンマの解 決を適切に行うこと (18)実習施設・機関等の 規則等について説明す ることができる				
10	1 アウトリーチ	(19)以下の技術について 目的、方法、留意点について 説明することができる				
	2 ネットワーキング					
	3 コーディネーション					
	4 ネゴシエーション	・アウトリーチ ・ネットワーキング				
	5 ファシリテーション	・コーディネーション				
	6 プレゼンテーション	・ネゴシエーション ・ファシリテーション				
	7 ソーシャルアクション	・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション				

※実習期間(1週間程度)の表記は集中実習の場合のイメージであり、通年での実習や一定期間に分散して実習する場合には実習形態に適した期間を設定した上で使用する

ソーシャルワーク実習 個別実習プログラム（60時間用：概ね60時間～90時間） プログラミングシート（案）様式

実習基本情報					
実習施設名：	実習指導者氏名：	実習期間：202年 月 日（ ）～202年 月 日（ ）	他の名称：		
養成校：	実習生氏名：	学年： 年生	実習回数： 回（全〇か所）	実習時間数： 時間	実習施設 期間：202年 月 日（ ）～202年 月 日（ ）

ソーシャルワーク実習 教育に含むべき事項 (国通知)	達成目標 (評価ガイドライン) ※各達成目標の具体例 は行動目標を参照	実施 有無	実施 可能 水準	当該実習施設における実習の実施方法及び展開			活用する資料・ 参照物
				具体的実習内容			
				事前学習・事前訪問	前半（概ね1週目）*	後半（概ね2週目）*	
全体	・各段階における実習全体の のねい ・全教育内容に関連して 実施する事項						
①	利用者やその関係者（家族・ 親族、友人等）、施設・事業 者・機関・団体、住民やガラ ンティア等との基本的なコ ミュニケーションや円滑な 人間関係の形成	(1)クライアント等と人間 関係を形成するための基本 的なコミュニケーションを とることができる					
②	利用者やその関係者（家 族・親族、友人等）との 援助関係の形成	(2)クライアント等との援助 関係を形成することができる					
③	利用者や地域の状況を理 解し、その生活上の課題 (ニーズ)の把握、支援計 画の作成と実施及び評価	(4)クライアント、グループ、 地域住民等のアセスメント を実施し、ニーズを明確に することができる (5)地域アセスメントを 実施し、地域の課題や問題 解決に向けた目標を設定 することができる (6)各種計画の形式を使用 して計画を作成・策定及び 実施することができる (7)各種計画の実施を モニタリングおよび 評価することができる					
④	利用者やその関係者（家 族・親族、友人等）への 権利擁護活動とその評価	(3)クライアントの権利 擁護及びエンパワメントを 含む実践を行い、評価する ことができる					
⑤	多職種連携及びチーム アプローチの実践的理解	(8)実習施設・機関等の 各職種の機能と役割を説明 することができる (9)実習施設・機関等と 関係する社会資源の機能と 役割を説明することができる (10)地域住民、関係者 関係機関等と連携・協働 することができる (11)各種会議を企画・ 運営することができる					

※前半（概ね1週目）、後半（概ね2週目）の期間に関する表記は集中実習の場合のイメージであり、通年での実習や一定期間に分散して実習する場合には実習形態に適した期間を設定した上で使用する

⑥	当該実習先が地域社会の 中で果たす役割の理解及 び具体的な地域社会への 働きかけ	(12)地域社会における実習 施設・機関等の役割を説明 することができる (13)地域住民や団体、 施設、機関等に働きかける					
⑦	地域における分野横断的・ 業種横断的な関係形成と 社会資源の活用・調整・ 開発に関する理解	(14)地域における分野横断 的・業種横断的な社会資源 について説明し、問題解決 への活用や新たな開発を 検討することができる					
⑧	施設・事業者・機関・団体等 の経営やサービスの管理 運営の実態 (チームマネジメントや 人材管理の理解を含む)	(15)実習施設・機関等の 経営理念や戦略を分析し 基づいて説明することができる (16)実習施設・機関等の 法的関係、財政、運営方法 等を説明することができる					
⑨	社会福祉士としての職業 倫理と組織の一員として の役割と責任の理解	(17)実習施設・機関等にお ける社会福祉士の倫理に基づ いた実践及びジレンマの解決を 適切に行うことができる (18)実習施設・機関等の 規則等について説明する ことができる					
⑩	1 アウトリーチ 2 ネットワーキング 3 コーディネーション 4 ネゴシエーション 5 ファシリテーション 6 プレゼンテーション 7 ソーシャルアクション	(19)以下の技術について 目的、方法、留意点について 説明することができる ・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション					

※前半（概ね1週目）、後半（概ね2週目）の期間に関する表記は集中実習の場合のイメージであり、通年での実習や一定期間に分散して実習する場合には実習形態に適した期間を設定した上で使用する

ソーシャルワーク実習 個別実習プログラム（120時間用：概ね100時間～140時間） プログラミングシート（案）様式

実習基本情報				
実習施設名：	実習指導者氏名：	実習期間：202年 月 日（ ）～202年 月 日（ ）	他の名称：	
養成校：	実習生氏名：	学年： 年生	実習回数： 回（全〇か所）	実習時間数： 時間
			実習施設	期間：202年 月 日（ ）～202年 月 日（ ）

ソーシャルワーク実習 教育に含むべき事項 (国通知)	達成目標 (評価ガイドライン) ※各達成目標の具体例 は行動目標を参照	実施 有無	実施 可能 水準	当該実習施設における実習の実施方法及び展開				活用する資料・ 参照物
				具体的実習内容				
				事前学習・事前訪問	1 週目	2 週目	3 週目～	
全体	・各段階における実習全体の のねらい ・全教育内容に関連して 実施する事項							
①	利用者やその関係者（家族・ 親族、友人等）、施設・事業 者・機関・団体、住民やガラ ンティア等との基本的なコ ミュニケーションや円滑な 人間関係の形成	(1)クライアント等と人間 関係を形成するための基本 的なコミュニケーションを とることができる						
②	利用者やその関係者（家 族・親族、友人等）との 援助関係の形成	(2)クライアント等との援助 関係を形成することができる						
③	利用者や地域の状況を理 解し、その生活上の課題 （ニーズ）の把握、支援計 画の作成と実施及び評価	(4)クライアント、グループ、 地域住民等のアセスメント を実施し、ニーズを明確に することができる (5)地域アセスメントを 実施し、地域の課題や問題 解決に向けた目標を設定 することができる (6)各種計画の形式を使用 して計画を作成、策定及び 実施することができる (7)各種計画の実施を モニタリングおよび 評価することができる						
④	利用者やその関係者（家 族・親族、友人等）への 権利擁護活動とその評価	(3)クライアントの権利 擁護及びエンパワメントを 含む実践を行い、評価する ことができる						
⑤	多職種連携及びチーム アプローチの実践的理解	(8)実習施設・機関等の 各職種の機能と役割を説明 することができる (9)実習施設・機関等と 関係する社会資源の機能と 役割を説明することができる (10)地域住民、関係者 関係機関等と連携・協働 することができる (11)各種会議を企画・ 運営することができる						

⑥	当該実習先が地域社会の 中で果たす役割の理解及 び具体的な地域社会への 働きかけ	(12)地域社会における実習 施設・機関等の役割を説明 することができる (13)地域住民や団体、 施設、機関等に働きかける						
⑦	地域における分野横断的・ 業種横断的な関係形成と 社会資源の活用・調整・ 開発に関する理解	(14)地域における分野横断 的・業種横断的な社会資源 について説明し、問題解決 への活用や新たな開発を 検討することができる						
⑧	施設・事業者・機関・団体等 の経営やサービスの管理 運営の実態 (チームマネジメントや 人材管理の理解を含む)	(15)実習施設・機関等の 経営理念や戦略を分析に 基づいて説明することができる (16)実習施設・機関等の 法的根拠、財政、運営方法 等を説明することができる						
⑨	社会福祉士としての職業 倫理と組織の一員として の役割と責任の理解	(17)実習施設・機関等にお ける社会福祉士の倫理に基づ いた実践及びジレンマの解決を 適切に行うことができる (18)実習施設・機関等の 規則等について説明する ことができる						
⑩	1 アウトリーチ	(19)以下の技術について 目的、方法、留意点について 説明することができる ・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション						
	2 ネットワーキング							
	3 コーディネーション							
	4 ネゴシエーション							
	5 ファシリテーション							
	6 プレゼンテーション							
	7 ソーシャルアクション							

ソーシャルワーク実習 個別実習プログラム（180時間用：概ね150時間～180時間） プログラミングシート（案）様式

実習基本情報					
実習施設名：	実習指導者氏名：	実習期間：202年 月 日（ ）～202年 月 日（ ）	他の	名称：	
養成校：	実習生氏名：	学年： 年生	実習回数： 回（全〇か所）	実習施設	期間：202年 月 日（ ）～202年 月 日（ ）

ソーシャルワーク実習 教育に含むべき事項 (国通知)	達成目標 (評価ガイドライン) ※各達成目標の具体例 は行動目標を参照	実施 有無	実施 可能 水準	当該実習施設における実習の実施方法及び展開					活用する資料・ 参照物
				具体的実習内容					
				事前学習・事前訪問	1 週目*	2 週目*	3 週目*	4 週目～*	
全体	・各段階における実習全体の のねらい ・全教育内容に関連して 実施する事項								
①	利用者やその関係者（家族・ 親族、友人等）、施設・事業 者・機関・団体、住民やガラ ンティア等との基本的なコ ミュニケーションや円滑な 人間関係の形成	(1)クライアント等と人間 関係を形成するための基本 的なコミュニケーションを とることができる							
②	利用者やその関係者（家 族・親族、友人等）との援助 関係の形成	(2)クライアント等との援助 関係を形成することができる							
③	利用者や地域の状況を理 解し、その生活上の課題 (ニーズ)の把握、支援計 画の作成と実施及び評価	(4)クライアント、グループ、 地域住民等のアセスメント を実施し、ニーズを明確に することができる (5)地域アセスメントを 実施し、地域の課題や問題 解決に向けた目標を設定 することができる (6)各種計画の様式を使用 して計画を作成・策定及び 実施することができる (7)各種計画の実施を モニタリングおよび 評価することができる							
④	利用者やその関係者（家 族・親族、友人等）への権 利擁護活動とその評価	(3)クライアントの権利 擁護及びエンパワメントを 含む実践を行い、評価する ことができる							
⑤	多職種連携及びチーム アプローチの実践的理解	(8)実習施設・機関等の 各職種の機能と役割を説明 することができる (9)実習施設・機関等と 関係する社会資源の機能と 役割を説明することができる (10)地域住民、関係者 関係機関等と連携・協働 することができる (11)各種会議を企画・ 運営することができる							

※1週目、2週目、3週目、4週目～の期間に関する表記は集中実習の場合のイメージであり、通年での実習や一定期間に分散して実習する場合には実習形態に適合した期間を設定した上で使用する

⑥	当該実習先が地域社会の 中で果たす役割の理解及 び具体的な地域社会への 働きかけ	(12)地域社会における実習 施設・機関等の役割を説明 することができる (13)地域住民や団体、 施設、機関等に働きかける							
⑦	地域における分野横断的・ 業種横断的な関係形成と 社会資源の活用・調整・開 発に関する理解	(14)地域における分野横断 的・業種横断的な社会資源 について説明し、問題解決 への活用や新たな開発を検 討することができる							
⑧	施設・事業者・機関・団体 等の経営やサービスの管 理運営の実践（チームマネ ジメントや人材管理の理 解を含む）	(15)実習施設・機関等の 経営理念や戦略を分析に 基づいて説明することができる (16)実習施設・機関等の 法的根拠、財政、運営方法 等を説明することができる							
⑨	社会福祉士としての職業 倫理と組織の一員として の役割と責任の理解	(17)実習施設・機関等にお ける社会福祉士の倫理に基 いた実践及びジレンマの解決を 適切に行うことができる (18)実習施設・機関等の 規則等について説明する ことができる							
⑩	1 アウトリーチ	(19)以下の技術について 目的、方法、留意点について 説明することができる ・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション							
	2 ネットワーキング								
	3 コーディネーション								
	4 ネゴシエーション								
	5 ファシリテーション								
	6 プレゼンテーション								
	7 ソーシャルアクション								

※1週目、2週目、3週目、4週目～の期間に関する表記は集中実習の場合のイメージであり、通年での実習や一定期間に分散して実習する場合には実習形態に適合した期間を設定した上で使用する

ソーシャルワーク実習 個別実習プログラム（210時間用：概ね190時間～220時間） プログラミングシート（案）様式

実習基本情報						
実習施設名：	実習指導者氏名：	実習期間：202年 月 日（ ）～202年 月 日（ ）	他の名称：	実習施設	期間：202年 月 日（ ）～202年 月 日（ ）	
養成校：	実習生氏名：	学年： 年生	実習回数： 回（全〇か所）	実習時間数： 時間		

ソーシャルワーク実習 教育に含むべき事項 (国通知)	達成目標 (評価ガイドライン) ※各達成目標の具体例 は行動目標を参照	実施 有無	実施 可能 水準	当該実習施設における実習の実施方法及び展開					活用する資料・ 参照物	
				具体的実習内容						
				事前学習・事前訪問	1週目*	2週目*	3週目*	4週目*		5週目～*
全体	・各段階における実習全体の のねらい ・全教育内容に関連して 実施する事項									
①	利用者やその関係者（家族・ 親族、友人等）、施設・事業 者・機関・団体、住民やガラ ンティア等との基本的なコ ミュニケーションや円滑な 人間関係の形成	(1)クライアント等と人間 関係を形成するための基本 的なコミュニケーションを とることができる								
②	利用者やその関係者（家 族・親族、友人等）との援助 関係の形成	(2)クライアント等との援助 関係を形成することができる								
③	利用者や地域の状況を理 解し、その生活上の課題 (ニーズ)の把握、支援計 画の作成と実施及び評価	(4)クライアント、グループ、 地域住民等のアセスメント を実施し、ニーズを明確に することができる (5)地域アセスメントを 実施し、地域の課題や問題 解決に向けた目標を設定 することができる (6)各種計画の形式を使用 して計画を作成・策定及び 実施することができる (7)各種計画の実施を モニタリングおよび 評価することができる								
④	利用者やその関係者（家 族・親族、友人等）への権 利擁護活動とその評価	(3)クライアントの権利 擁護及びエンパワメントを 含む実践を行い、評価する ことができる								
⑤	多職種連携及びチーム アプローチの実践的理解	(8)実習施設・機関等の 各職種の機能と役割を説明 することができる (9)実習施設・機関等と 関係する社会資源の機能と 役割を説明することができる (10)地域住民、関係者 関係機関等と連携・協働 することができる (11)各種会議を企画・ 運営することができる								

※1週目、2週目、3週目、4週目、5週目～の期間に関する表記は集中実習の場合のイメージであり、通年での実習や一定期間に分散して実習する場合には実習形態に適した期間を設定した上で使用する

⑥	当該実習先が地域社会の 中で果たす役割の理解及 び具体的な地域社会への 働きかけ	(12)地域社会における実習 施設・機関等の役割を説明 することができる (13)地域住民や団体、 施設、機関等に働きかける								
⑦	地域における分野横断的・ 業種横断的な関係形成と 社会資源の活用・調整・開 発に関する理解	(14)地域における分野横断 的・業種横断的な社会資源 について説明し、問題解決 への活用や新たな開発を検 討することができる								
⑧	施設・事業者・機関・団体 等の経営やサービスの管 理運営の実際（チームマネ ジメントや人材管理の理 解を含む）	(15)実習施設・機関等の 経営理念や戦略を分析に 基づいて説明することができる (16)実習施設・機関等の 法的根拠、財政、運営方法 等を説明することができる								
⑨	社会福祉士としての職業 倫理と組織の一員として の役割と責任の理解	(17)実習施設・機関等にお ける社会福祉士の倫理に基づ いた実践及びジレンマの解決を 適切に行うことができる (18)実習施設・機関等の 規則等について説明する ことができる								
⑩	1 アウトリーチ	(19)以下の技術について 目的、方法、留意点について 説明することができる ・アウトリーチ ・ネットワーク ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション								
	2 ネットワーキング									
	3 コーディネーション									
	4 ネゴシエーション									
	5 ファシリテーション									
	6 プレゼンテーション									
	7 ソーシャルアクション									

※1週目、2週目、3週目、4週目、5週目～の期間に関する表記は集中実習の場合のイメージであり、通年での実習や一定期間に分散して実習する場合には実習形態に適した期間を設定した上で使用する